

令和6年度高齢者福祉サービス施設物価高騰対策事業について（概要）

1 事業の趣旨

令和4年度及び令和5年度に引き続き、原油価格や物価高騰の影響を受けている市内の高齢者福祉サービス施設（以下「施設」といいます。）に対し、食材費、電気料金、ガス料金及び車両（施設が所有し、又はリース契約し、利用者の送迎、訪問等の用途に使用しているものに限ります。）のガソリン代の経費の一部を補助することで、施設の負担を軽減し、安定的かつ継続的な高齢者福祉サービスの提供を支援します。

2 対象施設

対象施設は、市内に所在し、申請時において次の高齢者福祉サービスを提供し、かつ、令和7年3月31日までの間、当該サービスの提供を継続する施設とします。

区分	提供する高齢者福祉サービスの種類
①入所系	介護老人福祉施設（地域密着型）、介護老人保健施設、認知症対応型共同生活介護事業所、特定施設入居者生活介護事業所（養護老人ホーム・軽費老人ホームを除く）、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、養護老人ホーム
②通所系	通所介護事業所（地域密着型）、認知症対応型通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、小規模多機能型居宅介護
③訪問系	訪問介護事業所、訪問看護事業所、居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所、福祉用具貸与、特定福祉用具販売
※複数のサービスを一体的に実施している場合は、1施設（事業所）とします。	

○対象施設数（見込み）：44法人 116施設

3 支援額の考え方

県が算出した基準単価の1/2を支援額と設定します。

（県においても、県が算出した基準単価の1/2を支援額と設定して補助金を交付する予定となっています。）

4 支援期間

令和7年1月から同年3月までの3か月とします。

5 昨年度からの拡大部分

(1) 対象施設の拡大

訪問系施設のうち、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売の事業所について、国からの令和6年12月2日付け事務連絡「介護サービス事業所・施設等への支援に関する「重点支援地方交付金」等の更なる活用について」を踏まえ、新たに支援対象施設に追加します。

(2) 食材費支援の対象施設の拡大

入所系施設のうち、認知症対応型共同生活介護及び特定施設入居者生活介護（地域密着型を含みます。）について、また通所系施設全般について、上記事務連絡を踏まえ食材費の支援対象施設に追加します。

6 申請期間

令和7年2月17日（月）から同年3月10日（月）までとします。

7 予算額等

8, 399千円

（積算根拠）

○電気料金

- ① 入所系施設 基準単価(1,000円)×3か月×定員数(630)×1/2=945,000円
- ② 通所系施設 基準単価(600円)×3か月×定員数(800)×1/2=720,000円
- ③ 訪問系施設 基準単価(7,100円)×3か月×施設数(60)×1/2=639,000円

○ガス料金

- ① 入所系施設 基準単価(190円)×3か月×定員数(630)×1/2=179,550円
- ② 通所系施設 基準単価(140円)×3か月×定員数(800)×1/2=168,000円
- ③ 訪問系施設 基準単価(1,500円)×3か月×施設数(60)×1/2=135,000円

○食材費 ※訪問系施設は対象外

- ① 入所系施設 基準単価(3,800円)×3か月×定員数(630)×1/2=3,591,000円
- ② 通所系施設 基準単価(1,300円)×3か月×定員数(800)×1/2=1,560,000円

○ガソリン代

- ① 入所系施設 基準単価(600円)×3か月×車両台数(40)×1/2=36,000円
- ② 通所系施設 基準単価(1,500円)×3か月×車両台数(145)×1/2=326,250円
- ③ 訪問系施設 基準単価(600円)×3か月×車両台数(110)×1/2=99,000円

合 計 8,398,800円

※定員数・施設数は、令和4年度・令和5年度の支給実績及び県・鈴鹿亀山地区広域連合への登録数に基づき設定

※車両台数は、令和4年度・令和5年度の支給実績に基づき設定

【参考】令和5年度実績

7月通知分 予算額 30,360,000円に対し執行額 30,622,000円（執行率 100.7%・33法人）

1月通知分 予算額 31,000,000円に対し執行額 31,091,000円（執行率 100.3%・36法人）